

# 特別養護老人ホーム 白熊園 利用料金表

令和6年8月1日現在

【施設利用料金 = 介護保険サービス利用料 + 居住費 + 食費】

介護保険サービス利用料（1日当たり）		要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
		1割負担の方		891円	974円	1,064円	1,148円	1,231円	
		2割負担の方		1,782円	1,947円	2,127円	2,296円	2,462円	
		3割負担の方		2,673円	2,921円	3,191円	3,444円	3,692円	
利用者負担第1段階	収入等の要件	資産要件	居住費（1日当たり）	0円 ※1 880円					
	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村 民税非課税の老齢 年金受給者	預貯金・有価証券・ 現金等の資産の合計 が、 ・単身で1,000万円 以下 ・夫婦で2,000万円 以下	食費（1日当たり）	300円					
			1日当たりの 利用料金合計	1,191円 ※1	1,274円 ※1	1,364円 ※1	1,448円 ※1	1,531円 ※1	
			1ヶ月（31日）当 たりの 利用料金合計	36,921円 ※1	39,494円 ※1	42,284円 ※1	44,888円 ※1	47,461円 ※1	
利用者負担第2段階	世帯全員・世帯が異 なる配偶者（内縁関 係の者も含む）が市 民税非課税で、課税 年金収入額と非課税 年金収入額と合計所 得金額の合計が80 万円以下	預貯金・有価証券・ 現金等の資産の合計 が、 ・単身で650万円 以下 ・夫婦で1,650万円 以下 （※2）	居住費（1日当たり）	880円					
			食費（1日当たり）	390円					
			1日当たりの 利用料金合計	2,161円	2,244円	2,334円	2,418円	2,501円	
			1ヶ月（31日）当 たりの 利用料金合計	66,991円	69,564円	72,354円	74,958円	77,531円	
利用者負担第3段階①	世帯全員・世帯が異 なる配偶者（内縁関 係の者も含む）が市 民税非課税で、課税 年金収入額と非課税 年金収入額と合計所 得金額の合計が80 万円超120万円以 下	預貯金・有価証券・ 現金等の資産の合計 が、 ・単身で550万円 以下 ・夫婦で1,550万円 以下 （※2）	居住費（1日当たり）	1,370円					
			食費（1日当たり）	650円					
			1日当たりの 利用料金合計	2,911円	2,994円	3,084円	3,168円	3,251円	
			1ヶ月（31日）当 たりの 利用料金合計	90,241円	92,814円	95,604円	98,208円	100,781円	
利用者負担第3段階②	世帯全員・世帯が異 なる配偶者（内縁関 係の者も含む）が市 民税非課税で、課税 年金収入額と非課税 年金収入額と合計所 得金額の合計が 120万円超	預貯金・有価証券・ 現金等の資産の合計 が、 ・単身で500万円 以下 ・夫婦で1,500万円 以下 （※2）	居住費（1日当たり）	1,370円					
			食費（1日当たり）	1,360円					
			1日当たりの 利用料金合計	3,621円	3,704円	3,794円	3,878円	3,961円	
			1ヶ月（31日）当 たりの 利用料金合計	112,251円	114,824円	117,614円	120,218円	122,791円	
利用者負担第4段階	上記以外	上記以外	居住費（1日当たり）	2,100円					
			食費（1日当たり）	1,750円					
			1日当たりの 利用料金合 計	1割負担の方	4,741円	4,824円	4,914円	4,998円	5,081円
				2割負担の方	5,632円	5,797円	5,977円	6,146円	6,312円
				3割負担の方	6,523円	6,771円	7,041円	7,294円	7,542円
			1ヶ月（31 日）当 たりの 利用料金合 計	1割負担の方	146,971円	149,544円	152,334円	154,938円	157,511円
2割負担の方	174,592円	179,707円		185,287円	190,526円	195,672円			
3割負担の方	202,213円	209,901円		218,271円	226,114円	233,802円			

※1：生活保護受給者の方で、「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」をお持ちの場合。

※2：40歳以上65歳未満の方は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下。

\*介護保険サービス利用料には、紙オムツ代、洗濯サービス代、各加算（個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、夜勤職員配置加算Ⅱ、サービス提供体制強化加算Ⅰ、栄養マネジメント強化加算、科学的介護推進体制加算Ⅱ、生産性向上推進体制加算Ⅱ、介護職員処遇改善加算Ⅰ）を含みます。

\*居住費・食費の減免をご利用になる場合には、「介護保険負担限度額認定証」の提示が必要になります。

交付申請など詳しくは各市町村の介護保険窓口までお問い合わせください。

\*その他、病院にかかる医療費、お薬代、個人でお使いになる電話代、理美容代、新聞代などは、自己負担になります。

\*当施設では、社会福祉法人減免もご利用になれます。「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」の提示が必要になりますので、交付申請など詳しくは市町村までお問い合わせください。